

平成20年度 第3回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成21年2月27日（金）  
午後1時30分から  
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題 事務事業評価結果に基づく「平成21年度の改革改善方針」について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	塚 本 政 寛
村 上 隆 昭	橋 本 豊 子	平 手 忠 男
金 子 賢 朗	大 西 晴 雄	

○欠席委員

福 島 浩 二	大 宮 實
---------	-------

○会議に出席した町職員等

庄 子 俊 悦	高 橋 泰 夫	吉 田 祐 一	平 間 剛 志
傳 正 宏	佐 藤 正 人	木 村 省 平	宮 崎 正 紀
佐 藤 正	澤 登 勝 義	武 川 正 人	末 永 弘 幸

## 1 開会《13:30》

**事務局** それでは只今より、第3回目になります、洞爺湖町行財政改革審議会を始めさせて頂きたいと思っております。会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

**会長** 皆さんこんにちは。忙しい中お集まりにいただきまして、有難うございます。

前回、課題が山積みしておりまして、審議が全部しきれないということで、開催させて頂きたくはございますけれども、本日も長時間に渡ると思いますが、よろしくお願いいたします。

先日、要望しました、町の予算の説明ということで、最初からはじめたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**事務局** それでは、議題に入る前に事務局の方から、ご報告が一点ほどございますので、お聞きいただきたく思っております。

前回、2回目の審議会の中で、廃止または休止される事案について、ご説明申し上げました。

その中で、来月開催されます定例会の中で、条例等の改正ということですね、今回、議会の方に、提案をする事項がございます、その条例の内容について、ご報告申し上げます。

まず、4月1日から洞爺湖町の長寿祝い金条例、これにつきましては、現在まで75歳以上、それから88歳、100歳という祝い金を支給しておりましたけれども、先般ご説明した内容をもってですね、75歳の祝い金については、削除、それから100歳以上の附帯条件として在町10年以上であるということも、整理を今回の定例会の方に提案する予定でございます。

2つ目には、洞爺湖町の火葬場の条例でございます。

洞爺地区にございました、火葬場の廃止と虻田火葬場これの統廃合という条例を提出する予定になってございます。

また、洞爺ブランド加工研究センターの条例についてでございます。

これについても、廃止ということで、4月1日からの実施の内容をもってですね、定例会へ提案する予定となっております。

また、条例の廃止といたしまして、地場産品直売センターの設置及び管理条例。

中身につきましては、あふた、とれたの2施設の条例について 廃止をする内容でございます。

以上が条例に係る廃止、施行内容を3月の定例議会の方に、提案することとなっておりますので、その旨ご報告させていただきました。

事務局からは以上でございます。

次に税務財政課長の方から、予算関係について、議題に入る前に、ご説明させていただきます。

きたいということですので、よろしくお願いいたします。

**会長** よろしくお願ひいたします。

**税務財政課長** それでは、先日の会議については、資料もなく、町の財政の現況についてご説明申し上げました。

その中でも、町の基金の取扱いについて、国の見直しの点等、ご説明申し上げましたが、本日は、平成21年度の町の予算案が固まりましたので、その内容を合わせましてですね、基金の取扱いの見直しをされた点について、2点、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

お手元に、平成21年度予算書附属資料という表題、1ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成21年度の洞爺湖町の全ての会計の予算でございます。

一般会計から水道事業会計についての総額でございますね、106億1,300万円ほどの予算でございます、前年比12億7,000万円の減、率にしまして10.7%の減という予算案でございます。

各会計ごとに概要をご説明申し上げます。次の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

2ページは、一般会計の款ごとの予算額でございます、前年度と比較したものでございます。

特に前年と比較しまして、大きな箇所についてご説明申し上げたいと思ひます。

町税についてですが、前年度比3,600万円の減を見込んだ予算でございます。

こちらの方は、特に町民税関係、個人、法人の町民税関係の減少を見込んだ予算となっております。

中ほどに、地方交付税、前年比、3,230万円、率にしまして0.9%の減の内容でございます。

こちらの方の減の要因としましては、合併して4年を迎えるわけでございます。

合併の財政支援の中で、地方交付税の中には普通交付税という、要は町の行政を運営する上でのすべての経費を一定の国の計算方法に基づきまして、具体的に算定される普通交付税と特別交付税というのは、基本的に普通交付税に盛り込まれていないもの。

市町村によって、独自の町の形態なり行政運営の中で、端的なものでは災害がおきますと、普通交付税の算定項目には盛り込まれていないので、特別交付税という容で盛り込まれるわけですが、4年目を迎えて、合併の3年間は特別交付税の中に財政支援、包括的な財政支援される部分がおよそ初年度2億円から、その2年目には6割、3年目4割と、そういう形で3ヵ年特別交付税の中で財政支援されていたわけでございますけれども、その中の4割部分、8,000万円ほど、特別交付税で盛り込まれた部分がなくなりました。それらが大きな要因でございます。

それから、国庫支出金、前年比9,411万7,000円、率にして28.9%の減でござ

ざいます。

こちらの方は合併時よりですね、それぞれの洞爺村、虻田町で継続していた事業、並びに合併後の建設事業がほとんど20年度で終了した関係でですね、それに対する国庫支出金が著しく減少してございます。

それから道支出金につきましても、4,790万円ほど、率にしまして19.6%の減となっておりますが、こちらの方は虻田地区で噴火災害以降、地籍調査、国土調査を再調査を実施しているわけでございますけれども、21年度の調査費が著しく減少しているというそういう関係が主な内容でございます。

それから、繰入金でございます。4億7,800万円ほどの減でございます。

こちらの方は、後ほど具体的に今、基金の関係の繰り入れでございますので、その所で具体的に説明申し上げます。

それから、町債、3億9,400万円ほどの減となっております。

こちらの方も、投資的な事業がほぼ終了、事業の減にともなっておりますね、著しい減少になっているという状況でございます。

3ページについては、その歳入の中身を、例えば町税においては、町民税から入湯税までそれぞれ前年度と比較した内容でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次の4ページについてでございます。一般会計の歳出でございます。

こちらの方も、20年度との比較でございますが、増減額が大きいところをご説明申し上げますと、2番目の総務費でございます。

こちらの歳出の区分については、目的別にそれぞれ項目だてをしているものでございまして、議会費から予備費まで、行政の目的別に予算を計上した内容でございますが、右側の方、横のくくりになってはいますが、こちらの方は性質別と、同じ予算を性質別、人件費から予備費までなんですけれども、人件費だとか扶助費だとか建設事業、積立金、繰出金というかたちで整理した内容でございます。

4ページの増減の内容でございますが、総務費、前年比3億4,400万円ほどの減となっております。

減の主な要因としましては、平成18年度から3ヵ年、合併特例債、基金造成分という、起債を借入して、町で一部積み増ししてですね、新町のまちづくりに基金を造成するという、積立額が3億3,700万円ほど毎年積み立てをしておりました。

21年度には、その積み立てが終了してございますので、その減が大きな要因でございます。

それから、4番目の衛生費、前年比、3,046万8,000円の減でございます。

こちらの方は、し尿処理に関しまして、伊達市を中心とする西胆振衛生組合という、一部事務組合の構成で処理を行ってございましたが、衛生組合の施設の老朽化に伴い、21年度からは、伊達市の下水道の終末処理場に設備をいたしまして、こちらの方でし尿処理、

汲み取りをしたものの処理をお願いするというかたちになってございまして、衛生組合の負担金が、取り壊しの関係がありますので、一部残りますが、1,100万円ほど減少になっているという内容での減でございます。

農林水産業費でございます。前年度比、6,500万円ほどの減となっております。

こちらの方は、前年で、地籍調査で3,900万円程、20年度と比べますと、減少しているというのが主な要因、あわせまして、大磯の漁港整備事業、事業主体は北海道、地元としての一部負担もございまして、それと並行してですね、町では単独での工事が発生します。

それで、20年度では1,600万円程の単独事業分がございましたけれども、21年度では、単独事業の執行がございませんので、1,600万円程の減となっているという内容でございます。

それから商工費でございます。2億2,400万円程の減でございます。

こちらの方は、洞爺湖温泉地区でまちづくりの事業として魅力ある観光地づくり整備事業という、これについては、洞爺地区でも実施してございまして、その事業費。

洞爺湖温泉のまちづくり交付金事業につきましては、20年度、5ヶ年かけての最終年度でございました、こちらの方の事業費が2億1,900万円ほどの減となっている、それらが主な減の要因でございます。

それから教育費、こちらは3,500万円増となっております。

こちらは、とうや小学校の体育館等の改修工事で、21年度、1,000万円程の予算を計上しております。それから、高砂貝塚、虻田地区に史跡がございまして、一定の用地購入は済んでいたわけでございますけれども、文科省からその付近の地域拡大の指示がございまして、新たに事業費としましては、8,100万円、21年度で用地を拡大して将来、整備をしていくという内容がございまして、前年度比 8,100万円ほどの増加部分がございます。

減少する部分については、20年度、虻田小学校の体育館の床の改修を、3,500万円ほど実行してございまして、これが21年度ではございませんので、増減しますと3,500万円の教育費の増になるという内容でございます。

公債費に関しましては、1,800万円程の増になります。

洞爺湖町の公債費、長期借入金の元金利子の償還部分、21年度の償還部分が予算でございまして、1,800万円、前年度比較しますと増で、21年度が一番償還額が多い年、22年度以降減少していくという状況でございます。

それから、給与費でございますが、前年度比、8,500万円程の減でございます。

こちらの方は、勸奨退職の促進、それから、今年3月に定年退職等する職員、一般会計では、職員数を比較しますと、13名の減少と、中には3名の、特別会計との異動等がございまして、職員総体といたしましては、洞爺高校を除けば前年度比で10名の減の予算内容でございます。

それから6ページ以降、21年度の主だった一般会計の事務事業を予算額と財源内訳、事務事業の概要を記載したものが14ページまでございます。

こちらの方は説明を省略させていただきます、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、特別会計の予算について、ご説明申し上げます。

15ページ、国民健康保健の会計でございます。

国民健康保健の会計につきましては、予算総額、15億4,000万円強で、ほぼ前年度並みの予算となっております。

内容については説明を省略させていただきます。

続きまして16ページでございます。

公共下水道事業特別会計の歳入、歳出予算でございます。

こちらの方の予算総額につきましては、9億6,500万円程でございます、前年度比0.2%、ほぼ前年度並みの予算額でございます。

歳入につきましては、一番最後の町債、57.1%の増という内容でございます。

それから、繰入金に関しましては、一般会計が補填している内容でございます、金額にして、2億5,400万円の予算額で前年度比、1億5,400万円の減でございます。

歳出につきましては、下水道の維持管理、建設関係が公共下水道費に区分されまして、2番目、下水道会計での投資、過去に投資した部分での長期借入金の返済部分が公債費、7億300万円という内容でございます。

こちら、前年並みでございます。

続きまして、17ページの老人保健特別会計でございます。

平成20年度からこの老人保健特別会計の制度は廃止されております。

75歳以上の後期高齢者という医療制度に変更となっております、ただし医療費の関係の精算は法的には2ヵ年で、遡及の場合が想定されるので、それぞれ万が一の科目を設定していると、ほとんど執行はされないという予定ですが、そういう予算計上の内容でございます。

続きまして、18ページでございます。

介護保険特別会計でございます。

こちらの予算総額は7億6,900万円ほどの予算額で前年度比11%の増となっております。

こちら、一般会計と特別会計と従来、職員の給与費の見方なんですけれども、国の補助対象職員、2名分だけをこの会計で見えていたわけですが、実際は介護保険に関わっている職員は総数で6名という内容でございましたので、21年度から実際携わっている、6名分をこの会計で見ると、ですから、20年度から比べますと4名、職員が増加しているというそういう予算の組み方でございまして、それらのものが、主な要因でございます。

続きまして、19ページの簡易水道特別会計でございます。

こちらの方は、洞爺地区の水道事業の会計でございまして、予算総額で1億400万円

程の予算となっております。

前年度比11.7%の減でございます。

こちらの方は21年度から水道料金の洞爺湖町としての料金の統一ということでスタート。

ですから、洞爺地区の簡易水道の水道料金が20年度と比べますと、料金が增加すると、収めていただく負担が増加するというところでございます。

内容的にも4.6%の水道料金の増を見込んでございます。

それから合併時に、洞爺地区の水道台帳の整備が20年度、21年度に実施するわけでございますけれども、事業費的には減少するというのが、減の一つの要因、あわせまして、公債費におきましても6.4%の減となると、いう内容でございます。

次の20ページでございます。

平成20年度からスタートしてございます、後期高齢者医療特別会計でございまして、こちらの予算額は1億3,100万円程では前年度並みの予算額でございます。

最後になります、21ページ、水道事業会計の予算でございます。

こちらの方は、虻田地区の水道事業の予算でございます。

企業会計ですので、運営をする収益的収支が上段で、下段が投資する部分、資本的収支で、2つの予算の区分になってございます。

収益的収支については、予算額、2億6,300万円程で前年度比4.2%の減でございます。

こちらの方の予算の内容は水道料金、平成20年度の後半以降に一般家庭等の水道料金が、少しずつ減少しているという状況ですので、前年度比較の水道料金の減少を見込んだものがその内容でございます。

下段の資本的収支の予算額の内容については、支出額については1億8,900万円程、前年度比較、6.2%の減という内容でございまして、減の要因は水道施設の改良工事が47%率にして減少してございます。

それから、企業債、長期借入金の元金の償還部分について、2.4%の減となっている。

これが予算の内容となっております。

以上が21年度の洞爺湖町の全ての会計の予算の概要でございます。

21ページ23ページをお開きいただきたいと思います。

もう一点、先日の会議で若干触れさせていただきましたが、町が持っている基金の関係でですね、国の取扱いの見直しがされているという、この観点についてご説明させていただきます。

基金の状況について、ご覧いただきたいと思います。

町の基金、一般家庭で言えば、定期預金みたいなもので、非常時の場合、あるいは目的を持って積み立てている、特定目的基金と大きく2つに分類されます。

洞爺湖町の場合、財政調整基金、減債基金、それから使途、目的を定められている観光

開発基金から地域経済活性化基金というそれぞれの基金がございます。

その下には、運用目的の育英資金と、これは町の子供が、高校、専門学校、短期大学、大学等へ進学する場合の一定の基準の子供へ育英資金を貸し付けする。

それを目的とするものが、育英資金でございます。

そのほか、公営住宅敷金基金や国民健康保健準備基金、介護保険の準備基金、一番最後が備荒資金と。

備荒資金というのは、全道の市町村で構成していて、災害時にその積立金を取り崩ししたりして対応する。

平時においては、積み立てたものを全道の市町村が長期の借入等で運用して、その運用利子等については、積立金に応じて、各市町村へ配分されるというものでございます。

先程、予算でご説明申し上げましたが、21年度の一般会計の繰入金ですが、3億2,060万円の繰入、あわせて公営住宅敷金の基金450万円、合計しまして、3億2,510万円の繰入金の予算を計上してございます。

この内容については、基金の状況の平成21年度の取り崩し額というところをご覧いただきたいと思います。

財政調整基金については、1億6,000万円、減債基金で1億、その他特定目的基金については、合計で6,060万円、内容的には公営住宅建設の維持管理基金で420万円、洞爺地域ふれあい振興基金で2,000万円、それから、地域経済活性化基金3,640万円で、町営住宅敷金の基金450万円、公営住宅へ入居される場合、敷金を町で預かります。それを基金へ入れたり、出したりという取扱いをしている基金でございます。これは町の財産ではなくて、入居者から預かっているものを会計に入れなくて、基金でお預かりしている内容でございますので、町としては小計までのところで、それぞれ目的にあったものも含めて財源補填をしているということでございまして、今日、ご説明したいのは、21年度の不足額、目的をもっている基金もございまして、3億2,060万円のうち、21年度で財源補填をしたという中身は、地域経済活性化基金というのは、国が20年度の、2次補正の交付金を21年度に実行するために積み立てたもの。3,640万円が積み立ててございます。21年度に事業を展開するというので全部取り崩しをして事業を実施するという内容で、こちらを除きますと、3億弱の財源不足になったとお考えいただきたいと思います。

21年度では収入で2億9,000万円不足しているということです。

その右側に繰替運用額という項目があるかと思えます。

金額にして1億5,000万円というものがございます。

この1億5,000万円は合併地域振興基金という名称でして、平成18年度から平成20年度、3ヵ年かけて積み立てて20年度末では、この基金については、10億1,615万円ほどの残高の見込みでございます。

この基金を合併時の財政シュミレーションにおいても、これを歳入の不足するときこ

れを繰替運用、財政的に言うんですが、一時的に借りるという意味でございます。

繰替運用して財源補填をするという計画でしたが、こういうような、合併基金については、特定目的基金、目的があって本来、取り崩しをして事業を行う、本来の特定目的基金のあり方なんですけれども、洞爺湖町の合併時には、借入して基金造成なんです、国が7割借り入れたものの元利金を補助金のように後年度で負担してもらい、町として3割だけ負担すれば10億円の財源が捻出できるという考え方でこの積み立てを実施しておりました。

繰替運用という措置で、この大変な歳入不足のときにこの基金を使っていこうという考え方だったんですけれども、23ページになりますが、特定目的基金の繰替運用の取扱いなんです、従来は目的以外に基金を繰替運用すると、それは国の考え方では、一年以上でも許されていたという取扱いですから、そういう考え方ですからこの10億円を財源補填に一時的に使おうということ、財政計画を建てていました。

この4番目をご覧いただきたいんですが、この繰替運用についての取扱いなんですけれども、従来は一年以上、複数年はいいですよという考え方で、国から示されていましたが、昨年9月に、地方公共団体が国に対して、繰替運用という取扱いについて照会をして回答を得るといのが行政実例という内容でございます、9月に繰替運用は起債との関係においてその性質上、一会計年度に限って行うことができるものであると。

ですから、一会計年度を越えて、この繰替運用することができませんよという国の見解がはじめて示されたということでございます。

洞爺湖町として、この合併基金10億円を今後、一年以上の繰替運用ができない状況になってしまったということです。

合併時の計画では、一年以上の繰替運用はよしとされておりましたので、歳入不足においては、この10億円を補填して赤字にならないようにと進んできたわけでございますけれども、昨年度の9月に、夕張の財政破綻後、いろいろと見直しをしたり、地方公共団体へ平時の行政運営について、改善を図られてきたわけでございますけれども、その一つとして、この見解が示されたということでございますので、町の財政運営の考え方を大きく転換しなければならない。

22ページの状況に戻りまして、合併の地域振興基金につきましては、平成19年度に既に1億5,000万円の繰替運用をしています。

それから、20年度においては、繰替運用額にありますが、かっこ書きで1億6,000万円とあります。20年度当初予算では、2億5,000万円を繰替運用するというところで予算を計上しています。ですから、実行はしていませんが、年度末に実行しようと思っておりましたけれども、それができないということございまして、1億6,000万円のかっこ書きの意味は、2億5,000万円で見ましたけれども、3月5日から始まる定例町議会において、2億5,000万円のうちの9,000万円部分については予算的には戻す、ですから未処理の部分が1億6,000万円あるというこの表のつくりでございます。

ます。

1億6,000万円は財源、違う形で財源補填をしなければならないという課題が残っております。

ただし、1億5,000万円の19年度に実行したものについては、今のところすぐに、これからはできませんけれども、すぐに戻せということには、昨年度の9月にはじめて、新たな国からの基準が示されたことでございます。

過去に実行したものについては、今すぐに解消するという状況にはございません。

それで1億5,000万円については、後年度何らかの形で解決をするという、しなければならないという課題は残りますけれども、当面としては予算的には、20年度の1億6,000万円を違う形での振替をするということと、残っている、20年度末で10億1,600万円という中には、1億5,000万円分は既に使っておりますので、8億6,000万円の合併基金について、今後、当面使うことができないということでございます。

ただし、この合併基金については、95%は起債という長期借入金で財源になってございまして、起債を借りて、町債を発行してですね、積み立てをする内容でございまして、当然、起債の部分の元金の償還がでございます。

元金の償還が終わった部分については、基金の目的に合う、事業などを実行する場合については、取り崩していいよということになっております。

この借入金に関しましては、3年据え置き、4年目から22年間で元金を償還するというそういう借入の方法でございますので、今の見通しとしては、平成22年度から元金の償還がはじまります、一番最初に借りたやつですね。

3ヵ年分の一番年額の元金の多いときが約4,400万円くらいになります。平成24年度から4,400万円くらいの元金が発生しますのでその部分については、取り崩しをして、目的に合っているものであればいいという、そういう内容です。

これが、今、町の財政健全化計画を建てらうと、非常に大きな見直しをされた負担、方向転換をしなければならない課題になっております。

実質公債費比率の関係で、平成20年度決算における洞爺湖町としての健全化計画を21年度中に国に提出する内容と併せて、実質公債費比率と併せまして一般会計の財政見直しを提出しなければなりませんので、この特定目的基金の一時的な繰替運用が全くできないということでございます。

20年度末の基金の状況の現在高見込額を見ていただきたいんですけども、一番大きいのは10億円の合併基金ですけども、その他目的基金のトータルで12億円弱の特定目的基金があるわけでございますが、最悪の場合はこれも全部繰替運用してですね、きつところをしのぐという考え方が全くできなくなったということでございます。

今年の町政懇談会でご説明申し上げましたが、町として基金として使える部分はいくらなんだということも説明しております。

町民の皆さんには、特定目的基金の繰替運用ができないということは、その時点では承知しておりませんでしたので、12億3,000万円ないし5,000万円くらいの繰り入れできるお金がありますよという説明していましたが、この表の右側の繰入可能額、21年度の予算を見たあと、現状の見通しでは、財政調整基金の1億6,600万円、減債基金240万円、備荒資金で2億6,600万円あるんですけれども、2億円については、夕張みたいに財政再生団体にならない限り、自分の積立金なんですけど、これを取り崩すことができないと。

6,600万円については、超過納付ということになってございますので、市町村の場合は最低2億円積み立てをしなければならないという状況ですので、合わせて2億3,500万円きり、現時点での基金として取り崩しができるものがないということ。

ですから、昨年12月までに承知していた10億円に差が生じたという内容でございますので、改めまして、町としての収支見通しも大きく考え方を変えなければならないという現況がございますので、皆さんにその点もご理解もいただきながら、今年の秋くらいまでには、健全化計画、収支見通しも含めての健全化計画でございます。

前回のこの審議会から、20年度中の事務事業の見直し作業をした、それぞれの項目についてご説明申し上げているところでございますが、その内容では、収支見通しが立たないという現況にありますので、短期間になるかもわかりませんが、今までと大きく考え方を改めて、人件費や税関係、無料の住民サービスの関係を見直しをしなければ見通しが立てれないという状況でございますので、その点どうぞ承知おきくださいますようお願いいたします。

**委員** 今のお話でしたら、特定目的基金について、財政健全化計画を作るなり、公債費比率を下げるために、このお金を使うという方法は一切ないということでしょうか。

そういうものを使うのであれば、ヤミ起債的な運用ということで、国の方でペナルティ一しますよと、それを使うことはだめですよと、夕張と同じことで、認められませんということだから、事業する分を少なくするのか、使用料、税金を上げるのか。

そういう方法で不足額を捻出するなり、歳出を小さくするなりしなければ一切だめということなんですか。

**税務財政課長** 繰替運用の取扱いについては、昨年の9月に、従来の考え方を国が大きく転換してですね、一年以内の運用であればいいですよ。

複数年度にわたる運用については、繰替運用という取扱いの中ではだめですよということが明文化されました。

町として、21年度中に健全化計画を策定する上で、北海道といろいろとやり取りをしています。

9月に出た繰替運用の見直しの規定についての、国が示したということは、間違いのないと思います。北海道的には、現況では、洞爺湖町が、19年度に1億5,000万円、2

0年度にも予算計上しているということは承知して、やり取りはあるんですけども、北海道としては、何がなんでもだめだということには言及まではしておりません。これについては、多分、この繰替運用については、全道的にも他市町村においても実行されていると、多分過去にもそういう国が許していたことですから、大変なときには一時しのぎですけども、そういう運用がされていたと思います。

それが、北海道としては、だめですよという正式に北海道の答えとしては、今はいえないう状況ではないかと、それは洞爺湖町だけの問題ではなくて、他市町村への影響が及ぶという受け止め方です。町としては、

ただし、健全化計画は国まで出ます。

財源の内訳、それから歳入不足の財源補填の手法も含めて計画書を出すこととなりますので、その段階で9月にだめと言われているものが盛り込まれていた。

それで、もう一回作り直ししてくださいというようにはしたくないと、町としては、

大変苦しい状況ですけども、いい、楽な方法で出して、また見直しをしてですね、それ以上なことをしなければならないというよりは、最初、一次的には辛いですけども、最悪の考え方で計画したほうが、後年度においては、町としては、そういう選択しかないのではないかという思いであります。

**委員** もう一つですけども、投資的事業にまわるお金が全然出てこないという、使えば基金もないんだし、貯金もないしということなんですけれども、ここで言っている、合併地域振興基金というのは、平成21年度末には10億円という金額があるわけですね。

この金額というのは、合併して新町を発展させようという事業に使うことができるわけですから、基金の一時繰替にはできないにしても、事業費としてこのお金を充てることができるわけですから、そういう見合う事業であれば、今やっている事業であれば、今やっている事業なり、新規の事業なりの財源としては10億円あると、いわゆる基金から取り崩ししなくても10億円はあるという考え方でいいんでしょうか。

**税務財政課長** これは、合併時の国の財政支援の一つとしての基金造成事業、財源は起債を財源にしないかと、ただし元金、利息の後年度負担については、7割分は国が財政支援、国が出しますよと、3割は地元が負担しないかと。

ただし、この基金の目的は果実運用、運用基金です。

うちの場合は10億円を基金に積んで、利息が発生したもので、合併後のまちづくりに反映しないかと、ただしこの低金利の時代です。

果実が出てくる状況ではございませんので、国も見直しをしてですね、元金を償還した部分については、目的に沿って本体を取り崩ししていいよと。

果実運用できない状況だと、元金償還部分については、取り崩ししていいよと。

ただし、繰替運用するという手法については、北海道の指導もあったんですけども、目的に沿った取り崩しではないというのは、最初から解っていたんですけども、歳入不足を一時的にしのぐ方法として7割の国からの補助金をもらったような内容ですので、その方法

で進んできたということでございます。

**委員** 合併した新町の財政的なネックは洞爺湖町が実質公債費比率がオーバーするということですね。

これを解消しないことにはね、新町としての地域性を出そうとしても、何もできないと。まずこの解消が第一に求められていることですね。

その解消のために、合併の地域振興基金というものを、国が7割出して、作っているんですから、この解消を図ることを新町の第一の財政の健全化の目的としますよということ自体はね、考え方としては、そんなに大きくずれているものではないと思うんですよ。

だけれども、この基金については、その目的に使うにしても、果実運用が主なんだから、どうしても使うのであれば平成24年度からの元金据え置き期間ですか、それから4,000万円くらい使えるようになりますよと、果実でなくてもね、そういう考え方だけであれば、極めて財政再建は厳しいものになってくるんでないのかなと思うんですよ。

使えない金を24年度から4,000万円、10億ももっていてもですよ。

起債の償還には使えないは、新規の新町建設事業に使えないは、合併した町においては、納得いかないのではないかと、いまさらそんなことを言われてもね、こんな財政状況の中ではね。

その辺は国はいかんともし難い、政変でもない限りね、いかんともし難いにしてもね。

北海道あたりは相当な理解を示しているんですか。

**税務財政課長** 先程もお話申し上げましたけれども、繰替運用の取扱いについては、国から正式に明文化されて、複数年度の繰替運用はだめですよと。それ以前はよしとしていましたので、うちの町だけでなく多分、他の市町村も現実的に繰替運用しているという認識があるものですから、北海道としては、その部分で言及すると全道的な市町村に影響が出るのではないかと、いうことで多分言及しないだけのことだと思うんです。

ただし、示されているのは国だけですから、北海道もそこにいい悪いという判断をすると、よしとすれば、一定の責任が出てくる、ですから、市町村の腹といいますか。

ただし、洞爺湖町としては健全化計画を国に出さないでだめだと。

繰替運用している市町村においても、そういうものを国に及ばなければ、表面に出なければ、現実的に続けられるかもわかりません。

その辺の兼ね合いだと思います。

あともう一点、実質公債費比率で25%を超えるという一つの基準です、洞爺湖町としては健全化計画を建てる、それを改善するというのが第一にありますけれども、私ども財政担当としては、確かに大変なことですけれども、それは新たな借入れをしなくても解消できると、実質公債費比率について関しましては。

見通しでも、年々減少していきますので、そのことは時間がかかりますけれども、それは一定の見通しは建てれるのではないかと。

ただし、新たな借入をしないということは、投資的な事業は当面、実施できないというそ

ういう、ことがありますけれども。

ただし、もう一方の歳入不足、収入が不足しているということは、一定の努力をしなければ、時間が経てば解決してくれるという状況ではございませんので、一時的にでもですね、今の町の水準を維持するとすれば、収入を上げる方法、サービスの低下を一定期間でも町民の皆様にご我慢していただくということであれば、歳出の抑制、それは職員の人件費の問題も含めてですね、短期間でも今までにない改善をしなければ、歳入不足の補填にはならないのではないかという考え方で今、どういう見直しをすればいいのか庁内的に検討している最中でございます。

**委員** 確認ですが、繰入金の金額が3億2,000万円ですよ。

今年の繰入可能額が、2億3,000万円ですから、ここで完全に約1億近く足りないわけですよ、ということで理解してよろしいでしょうか。

**税務財政課長** 22年度以降の見通しについてはですね、20年度の決算見込み、ないしは、21年度の予算編成の係数的なもの、国から入ってくる交付税の関係とか、整理をしている最中でございますので、単純に22年度についても、3億くらいの歳入不足で済むものなのか、それとも借金の返済は減りますけれども、総体のもの、医療費の関係ですとか、それらのものも含めてですね、整理をしている段階なので、同じ3億くらいの歳入不足が22年度も発生するとすれば、当然、1億弱くらいの赤字に一般会計自体になってしまうと。

23年度以降もですね、完全に単年度に収支が取れていると、今の水準では取れるという状況にはなりませんので、それらを含めてですね、5年くらいの見通しを立ててですね、先程申し上げましたように、住民サービスのレベルを下げる手法なのか、受益者負担を一時的にでも上げてですね、お願いをするという考え方なのか、その辺の整理をしてですね、具体的なものを、またこの審議会にもお諮り申し上げたいと思っています。

**委員** 地域振興基金の制約については、わかったんですけども、その他の特定目的基金の中では、完全にでなくても目的に達したものですとか、もし何かあればというような程度で残しているものですとか、こういうご時世ですから、廃止しようとかそういった検討、財政調整基金に回すとか、そういったことは考えられなかったのでしょうか。

**税務財政課長** 現時点ではそこまでは達していませんけれども、先程お話申し上げました、一定期間の収支見通しをした中で、特定目的基金の中でそれぞれ基金条例があつて積み立てているわけでございますけれども、非常時でございますので、何でも財源補填ができるということにすればですね、その制約はなくなりますので、ただし、合併地域振興基金については、財政調整基金へ積むことはできませんので、それ以外のそれぞれの基金についても一つの考え方として、今ご提案あったような財政調整基金に積み直せば、財源補填はできますので、そういう考え方も一つの方法というふうに、財政担当としては思っております。

**会長** ほかにありませんか。

**委員** 基金の表についてですが、20年度の現在高見込みですか、これの合計18億3,500万円ですか、どの合計でしょうか。

**税務財政課長** 小計の16億2,600万円プラスその下の、育英資金、2,500万円、町営住宅敷金基金 4,700万円、介護保険が1億3,600万円をそれらを足したものが、18億3,600万円です。

**委員** なるほどですね、そのほかに備荒資金が別ということですね。

**税務財政課長** そうです。

**委員** そして、借入可能総額というのは、こういう今の基金の総額から何パーセントとか、そういう基準があるんでしょうか。

**税務財政課長** そういうことではなくて、先程お話申し上げました、財政調整基金については、町が財源補填に、歳入が不足した時に、財政を調整をするという目的は限定されていませんので、100%できると。

減債基金については、主の目的は借金の返済に充てるということで、これも240万円、返済があれば全て対象になります。

その他特定目的基金については、それぞれ目的があつての基金になります。

例えば観光開発基金というのは、観光振興のために使うとか、公営住宅建設及び維持管理基金については、公営住宅の建設ですとか、一定の規模の改修をするとか、そういう基金でございます。

**委員** その中で合併地域振興基金については、いろいろと制約があるというご説明ですか。

**税務財政課長** はいそうです。

**委員** 2ページの一般会計予算の比較については、20年度は当初予算だから、現在の予算額と比較すると、決算であれば10名ほどの職員が実質退職されているとかなれば、人件費、給与費で減額があるとか、あるいは公債費なんかも予定したよりも例えば特別交付税が増えたとかということで、ある程度、1億5,000万円の金額になるかどうかは別にしても、決算見込みでいけば相当の、さらに何とかしなければいけないと、土地を売ってでも作らなければいけないということではないですよ。財政自体はどうなんですか。

**税務財政課長** 大きな決算見込みを立てて、2億5,000万円の繰り入れを予算していたうちの9,000万円については戻せたんですけれども、特別交付税の決定につきましては、3月の中旬になります。

町としましては、今、予算ベースで5億の予算を見えています。

ですから、それ以上、特別交付税が交付になれば、1億6,000万円の穴埋めなり、いろいろな収入の、決算見込みとの絡みですね、1億6,000万円を戻したいという思いでいるんですけれども、その辺は特別交付税が一番大きな要因なんですけれども、その決定を見て、財源振替を行いたいと思っております。

**委員** 1ページで町の全体の予算がありますよね、このいろいろと特別会計がありますけれども、その中の繰入金は今、取り崩ししているということなんですか。

**税務財政課長** 主に一般会計の歳入のうちの繰入金と、2ページ一般会計の歳入のうちの繰入金とありますが、それに主になります。

**委員** 他の会計の繰入金というのはどういう形、どこから繰入しているのでしょうか。

**税務財政課長** それはほとんど一般会計が財源補填していることになります。

**委員** 一般会計から全部繰り入れているということになります。

**税務財政課長** 例えば下水道会計で、21年度の予算ベースです、繰入金、2億5,400万円というのがあります。

これは下水道使用料等で自賄いできない部分。

それを一般会計が、皆さんの町税等で補填しているという内容です。

これについては、国民健康保健ですとか、他の会計もありますけれども。

**委員** はい、わかりました。

**会長** よろしいでしょうか。それでは細目の検討に入っていきますけれども。

ごくろうさまでした。

それでは、先般の審議会に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

**事務局** お手元に今日、配布しておりますのが、税務財政課から出ております、今の説明資料とあわせて、補助金及び町有施設の現状ということで、お手元に届いてございます。

これにつきましては、前回の審議の中でもいろいろと補助金の関係の現状、それからこれから出てきます、施設の関係のシートに対する評価が出てきます。

ということから、事務局のほうで事前に間に合わせて配布できればよかったですけれども、私どもで押さえられる数値を整理しまして、補助金と町有施設のそれぞれの、町有施設については、20年度の予算額でございますけれども、それぞれの維持費、町が直接負担している額、これらについて整理した表について、お手元に届けておりますので、この後の評価と併せてこちらをご覧くださいいただければと思います。

これに関する質問に関しましては、全部の評価シートの説明が終わった後にございましたら事務局のほうで受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**事務局** それでは前回に引き続き建設課のほうからよろしくお願いいたします。

**建設課長** それでは、建設課のほうから、当面、休止する事業ということで、町営住宅建設事業と、3・4・7海岸通整備事業について説明させていただきます。

ページ数については、39ページになります。

まず、公営住宅建設事業について説明させていただきますが、この表の中に入る前に今の町営住宅の状況について若干説明させていただきます。

18年の3月の洞爺村と虻田町が合併しまして、今現在の管理戸数755戸の町営住宅を管理しております。このうち36戸が単身者住宅となっております。

これにつきましては、旧洞爺村地区でございます。

ただ、政策的にあけている戸数がございまして、実質的には737戸の町営住宅を管理

しております。

今回、町営住宅の建設事業につきましては、当面休止するという評価がなされております。

ただ、町営住宅を管理する建設課としましては、建て替えが必要な戸数につきましては、清水の団地、これにつきましては、今42戸ありまして、うち16戸が政策的空家としてあけておりますので、26戸、洞爺地区にございます、緑沢団地、24戸ございますけれども、これにつきましては、政策的に2戸あけておりますので22戸、あわせまして48戸の建て替えが必要ということで考えております。

清水の住宅につきましては、古いものであれば建設年次から48年を経過した住宅がございます。

その中で新しいものにつきましては、それでも40年を経過してございます。

緑沢団地につきましても、40年を経過してございます。

両方につきましては、簡易耐火建物となっております、耐用年数につきましては30年となっておりますので、これらにつきましては、建て替えていかなければと考えておりますけれども、先ほどの財政課長から町の財政について説明がありましたように財政的な問題、低家賃の住宅の問題等ございますので、これらにつきましては、一時的には、将来的には建て替えをしなければならないということなんですけれども、当面は建て替えを休止するというように考えております。

実は先日清水地区でのアンケート調査を実施しております。

アンケート内容ですが、現在、住まわれている団地について、どのようなことを希望しますかということなんです、1番で建て替え希望、これは家賃が高くなっても建て替えを希望しますか、それから現状のままでもいい、それから清水地区以外の町営住宅への住み替えを希望しますというアンケートを行ったところ、アンケートは26戸に行いましたが、建て替え希望については5戸ありました。

2番の現状のままでもいいというのが16戸、住み替え希望が5戸ございました。

この中で現状維持のままでもいいという中には、新しく建て替えた場合、今現在、清水地区住宅については、最低家賃で2,300円、最高家賃で5,000円となっております。

これが建て替えによって、少なくとも18,000円ほどに値上がりすることになります。こういうことから、今のままでよいという結果ということが出てきております。

それから、管理戸数につきましては、先程、町の現状について話しましたが、参考までに、近隣町村の管理戸数について、説明させていただきますが、これは人口割で考えた場合のことなんですけれども、伊達市で48.4人に1戸の市営住宅がございます。

洞爺湖町については、14.3人につき1戸の割合でございます。

また豊浦町については、8.7人につき1戸の割合で町営住宅がございます。

壮瞥町については、13.6人に対して1戸の割合で町営住宅がございます。

人口規模が同じような安平町については、13.2人につき1戸、むかわ町については、

15. 4人に対して1戸の町営住宅がございます。

こういうことから、考えましては、洞爺湖町については、平均より住宅政策については、進んでいるのではないかと考えます。

それでは、評価調書について説明させていただきます。

20年度予算については、美沢団地、18戸を建設してございます。

その関係で総事業費で1億6,589万9,150円となっておりますけれども、21年度の予定につきましては、工事請負費534万1,000円ございますけれども、平成23年の5月いっぱいまで設置しなければならない、火災報知機の設置を考えておりますので、大幅に減少してございます。

総事業費で2,020万8,150円ということで予定額を考えております。

簡単ではございますが以上で説明を終わらせていただきます。

**建設課参与** 続きまして、3・4・7海岸通整備事業について説明させていただきます。海岸通整備事業については、洞爺湖町の都市計画道路として位置づけをされております。

都市計画道路については、日常生活をする中で都市機能として重要な役割を果たしている、最も根幹的な道路の施設ということで決定されております。

洞爺湖町の都市計画道路については、昭和37年に決定されておまして、現在13路線、トータルで20キロほど計画決定をされております、その内の一つとして海岸通という道路が計画上位置づけをされております。

この都市計画道路の海岸通の都市計画の決定については、昭和37年3月に決定しておまして、その後2回の計画変更をして、最終的には平成6年の6月に変更となっております。

海岸通の延長については、990mございまして、その内、1期、2期と分けて考えておまして、1期事業については、起点が洞爺虻田線、旧泉公園線になっておりますけれども、丁度国道37号線と交差する部分、ここが起点として事業を行っております、駅前大通のところまで約530mを、平成20年度、今年度整備の予定でございます。

ほぼ、工事については完成しておまして、今補助事業として採択されていることから、事前事後調査ということで調査を行っているところでございます。

それで、評価調書のとおりでございまして、1として事務事業のプロフィールということで書いてございます。

2番目については、事業活動の指標ということで18年度から20年度までの事業費の内容が書いてございます。

次のページでございまして、これについては、事務事業評価の指標ということで、それぞれの出来高、平成20年度に100%ということで、第一期事業が完了してございます。

最終的にトータルで行けば、990mの事業をしなければならないということでございますけれども、第一期事業が完了したということで、国道37号線と駅前大通りとの接続が可能となる道路網としてのつながりが可能となったということで、今後財政的に厳しい

ものですから、交通網としては一定の確保は出来たのかなと。

次期の事業も検討していくことも当然必要ではありますが、財政状況等考慮したうえで進めていきたいと考えています。以上でございます。

**会長** この2点ですね。説明が終わりましたけれども、これに対してご質問ございませんか。

**委員** 美沢団地の休止ですけれども、40ページの3番目のまる4に、事業の休廃止の影響とありますよね、これに法令により義務付けられているので、休廃止できないと書いていますよね、これ所管課が書いたんでしょうけれども、これ、休廃止できないのが休止というのがこれどういうことでしょうか。

マスタープランが変更するということなんでしょうか。マスタープランが終わったんでしょうか。

**建設課長** 実は18年に合併して、その後に新たに町の住宅のストック計画をたてなければならぬことになっています。

それで、合併前に町、村が持っていた計画があって、虻田町については、合併後、財政状況、優先順位のこともありますので、白紙状態で行いました。

旧洞爺村につきましては、美沢団地の建て替え計画をそのまま継続していこうということで尊重することでもっておりましたので、当初は66戸の計画でしたが、今の住宅への申込者を検討して48戸の計画で、平成20年度で残りの戸数については、取りやめということで決定しました。その後、この財政状況になったんですけれども、やはり将来的には他の緑沢団地、清水団地の建て替え計画がありますので、そのへんをどちらが優先するかということで、21年度に役場の中で建設計画の委員会を立ち上げてまして、その中で案を作っていくって、町の住宅運営審議会等につけながら、それをまとめていきたいと考えております。

**委員** そうすると、別に国の制約を受けないということですね、特別その今、休止したとしても、美沢団地については、国は特別、変更の協議とかは手続きについてはいらぬということですね。いらなくても休止できるということですね。

**建設課長** 以前については、地域住宅交付金事業という形で最低でも50戸以上を建設しなければ、その交付金が受けられないような制度でしたが、20年度に変わって、48戸でもかまわぬということで、休止というか、美沢団地については、終わりましたという扱いにしております。

**委員** 先ほど清水地区の説明がありまして、現在の26戸ですか、将来的には建て替えだけれども、今は見合わせるというお話でしたが、相当古いということもありまして、建て替えをする間に今の公営住宅の修理、補修というのは考えておられるんでしょうか。

現在入っている方の26戸ですか。

**建設課長** 大規模、中規模、あわせてですが、具体的な計画についてはもっておりませんが、ただ、40年から48年が経っておりますので、窓枠が隙間が空いてきたとか、ド

アに隙間があいたとか、開け閉めが不自由とかの状況が出てきております。

それらにつきましては、入居者の申し出により、必要があるものについては、町が持っている修繕費の中で対応していくということで考えております。

ただ、今管理している戸数で48戸の建て替えが必要ということなんですけれども、今後、町の人口の伸びを考えた場合、今後伸びるというよりは、減少していくのではないかという気がしています。

そこらへんを含めてですね、例えば清水については26戸あるんですけれども、建て替えを希望している部分については、5件あるんですけれども、5件は半端ですから8戸建てる形も検討していかなければならないということで考えております。

**委員** 現状維持を16戸とっていましたが、16戸の方も今のままでいんですよということではないと思うんですよ、アンケート3つくらいしかありませんからね。

現状維持だけでも、こういうふうにして欲しいとか、随分いると思うんですよ。床が落ちるとかね。

ですから、そういう16戸の方の現状に対してこういうふうにして欲しいという要望は当然聞いておられるんでしょうか。

**建設課長** アンケートの中にそういう内容については、今回はとっておりませんが、清水でいえば、60歳の方がほとんどで、その内26戸のうち半分以上が単身の方が住まわれています。清水の住宅については風呂が外風呂で、10人の方でお金を出し合って管理している状況でございます。

住宅の管理人の方からも、いろいろと話は聞いております。

本人からの申し出からもありますし、黙っている方もいるとは思いますが、その辺は柔軟に対応していくことで対応しております。

**委員** 風呂がなくなるような話はありますか

**建設課長** 今、灯油代、ボイラーの年一回のオーバーフロー的なものについては、町の方で予算をとっています。電気代は利用者負担ですね。

ただ人数がですね、以前は団地内の方も大勢いてですね、利用者も多かったんですけれども、団地に住んでいながらも、その組合に入っていない方もいるものですから、経営的にはかなり苦しいということで話は聞いております。

来月、3月に入ってからですね、その代表者の方と話し合う予定でございます。

行財政審議会へ報告あったかわかりませんが、虻田、本町にあるお風呂についても、廃止の方向で打ち出されているものですから、何とか利用者がいる間は続けていきたいと考えています。

ただ、将来的には1名の方がどうしても車に乗るとすぐに酔ってしまう、だめだという方がおられますので、そういう方については、話し合いをもってですね、風呂のある住宅へ移りかえ出来ないかということで、今後話し合っていきたいということで考えてございます。

**会長** よろしいでしょうか。新築改築など大きなことはしないということですね。

**建設課長** 下水道がきていないからというわけではないんですけれども、下水道整備計画と併せて町営住宅の建設計画を考えようということで、下水道整備のほうも途中までしか管が来ていないものですから、下水道の整備も今は出来ない状況となっています。

ただ、今のまま、流しだけ水洗化、トイレだけ水洗化するといってもですね、それほど大きなメリットというか、それだけ家賃が上がりますし、そのへんは十分に21年度につくる建設計画の中で検討したいと考えております。

**委員** 16戸について、苦情や不満があると思いますので、今最低にして、文化的な生活とおっしゃいましたけれども、なかなかそうならないように感じがしています。

是非、その辺よろしく願いいたします。

**委員** 2番目に数値的な部分についてですが、平成20年度予算の委託料というのは、設計料でしょうか。

**建設課長** 町営住宅建設事業ということでよろしいでしょうか。

**委員** はい、お願いします。

**建設課長** ここで上げている委託料につきましては、2011年から地上デジタル放送が開始されるわけなんですけれども、温泉地区、高砂地区に噴火後に高層の公営住宅が何棟か建っております。この建物の影響による電波障害がどこにあるのかを特定するための調査費用を計上しております。

**委員** 人件費、退職手当繰入金については、どういった中身なんでしょうか。

**建設課長** これについては、建築係で2名、住宅係で3名いますけれども、住宅係は建設のほうでも関わってきますし、また入居者からの料金徴収、その他の諸問題の業務もございますので、その辺を按分してですね出してございます。

**委員** その人件費に対する退職の引当金ということですか。

**建設課長** そうです。ここでその上にですね、1.63人工とございますが、これに該当する金額ということで計上しているということでございます。

**事務局** これについては、全庁的に金額がまちまちにならないように、4月1日時点の課別の給与費の平均値を算出して、それを所管している課長が自分のところの職員がどの仕事に、年間のトータルを一人工として、その割り振りをして、それをかけて出すというかたちにしてございます。

退職手当引当金についても、統一的な単価を設定して出すようにしています。

私たち一人一人も事業に係る経費に入っているという、考え方のもとに一応の目安として作成しているということです。

**会長** 他ございませんか、よろしいでしょうか。

**事務局** 次に生活環境課になります。

**生活環境課長** それでは、生活環境課のほうから、廃止する事業 2事業、縮小する事業 3事業についてご説明させていただきます。

まず、13ページのこん虫等駆除事業でございます。

これについては、スズメバチなどの巣の駆除等を、平成19年度までは無料、平成20年度においては、受益者からは薬剤費用を徴収し、町職員が実施しておりましたが、さらに適正な受益者負担を求めることが必要であり、また町内に民間の駆除業者が新たに出来ることもあり、雇用対策を含めまして代替性が高いと判断し、平成21年度より廃止することとされている事業でございます。

続きまして、15ページの各種衛生団体事務局事務でございます。

現在、虻田地区衛生協会の事務局業務については、町で行っていますが、団体自体が既に当初の目的を達成し形骸化していることと、この団体が事業を実施していますが、これについては、1年に春と秋の清掃、海岸の清掃事業を実施してございます。

これについては、町が肩代わりして実施するというので、この事業についても平成21年度から廃止する事業とされているものでございます。

次に縮小する事業、55ページでございます。

資源ごみ集団回収助成事業でございますが、この事業については、ゴミの減量、資源の有効活用を図るため資源ゴミの回収を実施しました、町内の自治会、団体、学校等へ助成する事業でございます。

現在の助成単価については、一キロあたり3円でございますが、この単価を平成21年度から3ヵ年において段階的に削減をしたいということでございます。

削減の内容についてですが、57ページの下段になりますが、まず21年度については、1キロ当たり2.5円、22年度については2万キロまでが1キロあたり2.5円、2万キロを超える分については、1キロ当たり1.5円、23年度以降については、2万キロまでが変わらず1キロあたり1.5円、2万キロを超える分については、1キロ当たり1円となります。

続きまして、古紙回収事業者交付金事業、59ページになりますが、この事業については、先程の集団回収事業で集めた資源の取引を行った回収事業者に対して交付する事業でございます。

現在1キロあたり2円の単価を平成21年度から2ヵ年で段階的に半額といたします。

この内容については、61ページの下段に書いてございます。

21年度については、1キロ当たり1.5円、22年度以降は1キロ当たり1円といたします。

最後に公用車維持管理事業、63ページでございます。

この事業につきましては、維持管理方式、公用車の配車等を見直しによって、効率的な運用を図り、平成21年度以降の保有車両の稼動状況を見極めながら、年次的に台数の削減をいたします。

年次的な車両台数については、64ページのとおりでございます。20年度については、75台、21年度1台減の74台の予定でございます。以上でございます。

**会長** 生活環境課の説明終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

**委員** 今、ごみの金額をお聞きしましたけれども、2点お聞きしたいんですけれども。

2,000キロを超えるということは、各自治会で集めますよね、そうするとそのあたりはどのようになるのでしょうか。

例えば2,000キロまでいったらそのあとは、全部あれということなのか、各町内でこれまでは2.5円だけれども、それからはこうですよという割り振り方をするのか。

ちょっとそのあたりを一つと。

それと最初に単価をあげたというのは、町内の資源ゴミが全部一般ゴミ、可燃ゴミへ入ってきて、非常にそっちのほうの経費が莫大な金額になると。

で、その辺を回収しようということで、始まったと思うんですけれどもね、そうすると、これをやると、また元に戻って、可燃ゴミに逆に戻ってくるというのはないのでしょうか。

**生活環境課長** まず、この単価の設定なんですけれども、実は回収量が飛びぬけて多い自治会がございまして、それらに対応するため、当初、交付金の上限を設けるかたちで考えていたんですけれども、それを実際に実施するとなると回収量の衰退を起さる恐れがあるということで、2万キロまで2.5円、それを超える分については、1円なり1.5円なりの単価の設定をしております。

それと2万キロというのはあくまで、それぞれの自治会、団体なりが年に数回、回収します、それをあくまでトータルで例えば1回目は5,000キロ、次に10,000キロ、次に5,000キロになりましたら、その次に回収した分については、20,000キロまでに2.5円なので、それを超えた分については、1.5円なり1円なりの単価で交付するということとなります。

**委員** 業者の方の交付金ですが、業者の方の合意得られたのでしょうか。

もしこういうふうに下げるのであれば、極端に言えば、今熱も下がっていきたくないといつてね、それ回収できないから、町の方で勝手にやってくださいということにはならないのでしょうか。その辺については大丈夫でしょうか。

**生活環境課長** その辺については、町内の業者さんを含めてですね、事前にきちっとお話しをしてですね、了解をいただいております。

**委員** 先ほどの件について、もう一つお答えをいただきたいんですが、それとですね、わかりました。それでですね、大体去年のですね、2万キロを超えてたのか、いなかったのかとその点も一つお聞かせいただきたいのですが。

**生活環境課長** 13団体ほどが2万キロを超えているということです。

それと、先ほどの資源ゴミということで、実は、普通、今、広域の室蘭の処理場へ持っていきますと、直接持っていきますと、100キロまで500円。単純に換算するとキロ5円という処理料がかかるんですけれども、今回これをやることによって、差し引くと町の方にもメリットがあると考えております。

**委員** 一般ゴミにこれが還流していても、町の財政に負担がかからないという考え方な

んでしょうか。

今の聞いたら13団体がそれだけオーバーしているわけですよね。

それだけのかんりの量があるということですよね。

それが、先ほどおっしゃられたように、ごみの業者が引き取らないよというような話になって、これは町がどうしても自前でやらなければならないという話になると、そのへんの人件費等も含めてですね、逆に経費が持ち出しになるのではないかという、そういう感じが受けるものですから、そのあたりはそういうきちっとした精査をされたんでしょうか。

**生活環境課主任** 私の方から回答させていただきますけれども、今回ですね、そういった問題も当然検討させていただきます、当初課長のほうからも説明がありましたけれども、上限額を設定して、一時的に何キロまで回収、いくらまで達成したら終わりですという方式も考えられたんですけれども、そうってしまったときにやはりそれ以上に超えてやっても補助金が出ないから、ごみに出してしまおうとか、回収自体をやめてしまおうという団体があってもそれは困るということで、実績量に応じて助成金額は低くなってはしまわうんですけれども、その分もしっかり助成するというので、回収活動自体の停滞を招かないように、この段階的な補助のパターンを取らせていただきました。

この補助金の先ほどお話ありましたように、一般廃棄物の減量というのも確かに目的としてはあるんですけれども、経費負担だけではなくてですね、自治会のコミュニティ活動ですとかそういったものの増進という意味合いで補助金として出していきますので、探究活動をしていただくということに対しての助成金でありますので、一概にですねごみだけがどうこうするという部分で図れないということがございまして、皆さんにはできるだけ取り組んでいただいて、ごみの減量それから地域のコミュニティ活動の増進に努めていただきたいという考えでございまして。

**委員** わかりました。そのへんのところをなるべく今言った、一般ごみに回らないようにですね、せっかくすごく全町的に非常にいいふうに、集めようという機運が出ていますから、そのへんを崩すことのないようにひとつお願いします。

**委員** 今の資源ごみの回収の関係で、たぶん一年前に洞爺地区については、場所やコンテナ等の雨風、影響を受けないようなものを置くことができる自治会が少ないものだから、ほとんど、自治会の取り組みとしてはないし、交付金をもらっている自治会はすくないと思うんですけれども、洞爺の場合は人口少ないですから、そういうものを普通のごみ収集箱に分別してもっていってもらえるよと。

資源リサイクルされますよと。

それを置いている専用のかごがあって、そこには今の分別のかごが区別されているから、そこに入れていると、業者の人が回収していく仕組みになっていますと、それはそれで、リサイクル上は、住民活動としては意識の高揚を含めて、効果はあると思うんですけれども、それが、去年はですね洞爺地区についてはやめると、資源ごみ回収用のゴミステーション

ヨンは廃止しますよという話が出ていて、廃止する予定ですと、自治会長会議でそういう説明をしますよということまでは聞いてはいたんですけども、それ以後においてそういう話は途切れてしまったんですが、そのへんの考え方については、どうにか整理されて、今のままやるということになったのでしょうか。

**生活環境課主任** 昨年、おっしゃいましたとおり、自治会長会議、洞爺地区のですね会議の場に参加させていただきまして、資源ごみの集団回収という制度のお知らせと、その制度を実施していただくことによって普及も図りまして、その結果ですね、そういう町として資源ごみ、新聞、雑誌などを個別に回収するという方式を終了したいと、そういう方式でご説明等、ご理解いただきたいということでお話しましたところ、やはりすぐ取り組めるところ、取り組めないところがあるということで、今、いったん町が収集するという部分について打ち切りという部分は凍結してございます。

今、洞爺地区については、曙自治会、大原自治会、成香自治会で取り組みが始まってきてまして、それから小学校ですねPTAの方の協力をいただいておりますが、そちらの方についても、取り組みを始めてございまして、そういった部分で、徐々に活動が広がってきた段階で、町の回収量との兼ね合いを見ながら、再度検討していくという考えでございます。

**会長** よろしいでしょうか。他にございませんか。

スズメバチについては、それぞれが業者に頼むということですね。

**生活環境課長** それでですね、今年町内で2事業者が、新たに発足するというお話を聞いていますので、その連絡先などがわかれば広報なり回覧なりで周知したいと思っております。

**会長** よろしいでしょうか。

**委員** 公用車の件ですけれども、21年度で74台ですか、これの主な利用目的と経費はどのくらいかかっているのでしょうか。

**生活環境課長** 内訳としましては、乗用車が41台、作業用車両が33台の合計74台でございます。

経費につきましては、燃料代や保険代、タイヤ代、保険代の合計でいきますと、3,230万円でございます。

**生活環境課主任** こちらにつきましては、除雪に係る車両燃料も含まれてございますので、その年度によつての増減がかなり出てしまうんですけども。

**委員** 作業車両については、33台というのは除雪車、それからごみ収集車がそういうのが入るのでしょうか。

**生活環境課主任** ごみ収集車については、直営では持っていないんですけども、作業用のトラックですとか、軽トラックとかなどもそちらに含めてございます。

ごみ収集車については、委託業者の車両になります。

**委員** 委託車の車両ですか、でもあれ白ナンバーの車両ですよ。

白ナンバーであれば、自家用車だから営業活動できないはずだな。

営業じゃないですか。ごみ収集車ですから、要するに白ナンバーということは自家用ですから、収入を伴う作業ができないという発想にはならないですか。

**生活環境課主任** そのへん調べさせていただきます。

**委員** 白ナンバーでごみ収集しているから、町の所有車で、業務を業者へ委託しているという考えていたものですから、ゴミの車両については、33台のなかに入るんですねという質問になったんですよ。

**委員** ごみ収集とは全然、別個の話ではないですか、公用車としては。

**生活環境課主任** 今の車両の部分については、こちらのほうで調べさせていただきます。

今、私のほうも明確に営業車と自家用車の区分というのが分かりませんので。

**委員** ごみ収集車というのは、直営というのは一切ないんですよ。

業者に委託しているんですよ。業者がそういう許可をもらって、車を用意してやっているから、町には委託料、契約関係しかないということですよ。

ですから、白ナンバーになるような関係にはなっていないんじゃないでしょうか。

**委員** ごみを収集するということについての、要するに料金でなくて、収入というのではなく、町としては補助しているのかどうかということ、本来でいけば、私の発想では青ナンバーでないといふことですよということですよ。

白ナンバーですから、洞爺湖町の保有車両ですかという。

その中に随分74台はものすごく多いのかなという発想なんですよ。

だから、もっともっと3分の1くらいにしちゃって、あと営業車使ったほうがいいんじゃないのかなと。税金も事故に対する心配も少なくなるのではないのかなという、とにかく台数がばかどかいと、もっと車庫見てごらんという形でね。

**委員** あの私も聞いたかったんですけども、町として計画は持っているんですか。町としては適正な公用車の台数というのはね、出張だとかいろいろな用務があるんでしょうか、汽車に乗って行って会議に遅れることもあるでしょうし、どうしても公用車、町内走るのに、交通の便がそれほど良くないから、公用車で走らなければならないこともあるでしょうし。そうすると町職員の数と業務からいけば何台くらいが、どうだとかという乗用車の数とか、除雪だとか、そのほかのいろいろな業務で車両はどのようなものが何台くらいあるんじゃないとかの一定の計画を作って、多ければそれを順次廃止するなりして、下げていくとくことが必要だと思うんですよ。ただ闇雲に下げていけばいいというのではないと思うんですよ。

ですからそういう計画がきちんとあって、その計画にあわせるような作業を進め方というか、年次計画をそういうもので是非やってもらいたいんですけども。

**会長** 生活環境課で公用車の管理をしているということなんですよ。

今、言われたようにあれば使っちゃうんで、どうしたら、でもなかなか広範囲に廻っていますのであんまり削減すると足がなくなってしまうと、自家用車を使うことは無理だということになると。そのへんもね、適正な数値となると私たちは読み切れませんので。

一つ宜しくお願いいたします。

あとありませんか。生活環境課のほう、ほかございませんか。

なければ閉めたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

生活環境課のほうありがとうございます。

次に観光振興課のほうにいきたいと思います。それでは宜しくお願いいたします。

**観光振興課長** それでは観光振興課のほうから6事業ですね、目的を達成をして終了する事業が2事業、それと縮小して実施していく事業が1、内容を見直しをして継続していく実施が1、また指定管理者の管理に移行する事業が2つと全部で6事業でございます。

説明に入る前に、洞爺湖温泉の観光客の状況でございますが、平成20年度の観光客の入込みについては、前年度の338万人に対しまして、20年度につきましては、同じ12月末、同月でございますが、5.9%の減で22万人程の観光入込数の減となっております。また宿泊客数でございますが、19年度の年間トータルでは74万2,000人、来ております。12月現在で19年度で61万6,000人の宿泊者数が現在が57万9,000人で、6%の減ということであります。また外国人でございますが、外国人は伸びておりますが、19年度で11万1,000人、壮瞥温泉地区を入れますと、20万人が訪れているわけなんです、今年度につきましては12月現在で7万9,677人と8万3,200人の前年度の実績から比較しますと、4.2%ほどの観光客の入込み減となっております。

ご存知と思いますが、20年度当初からの原油価格高騰によるガソリンの高騰によって道内容がかなり落ち込んでいると、またサブプライムローン等の不況の影響で11月以降については、道内、道外を含めて、全国的な傾向でございますが、観光客の落ち込みが続いているということで、20年度の実績につきましても、トータル的には5%くらいのマイナスの数値になるのではないかと考えております。

それでは、事業の説明に入らさせていただきます。

まず、目的を達成して終了する事業ということで観光ルネサンス事業と魅力ある観光地づくり事業ということでございますが、まず17ページでございます。

観光ルネサンス事業でございますが、19年度、20年度の2ヵ年事業の国の補助金の採択を受けまして実施してございまして、20年度が事業終了ということで、目的を達成して終了する事業ということでございます。

この事業につきましては、外国人の増加に、観光客の増加に伴う受け入れ態勢整備また、受け入れる人材の育成、それから受け入れる施設の外国語の対応、これらについての事業を展開しておりまして、事業主体は観光協会でございます。壮瞥町、洞爺湖町の観光協会でございます。町がその全体の事業に対する4割を補助しているということでございまして、平成19年度については850万円、平成20年度については予算ベースでございますが、1,370万円の補助をいたしております。

次に魅力ある観光地づくり整備事業でございます。

21ページでございます。

これについては、平成16年度から国のまちづくり交付金事業の採択を受けまして、洞爺湖温泉地区の整備を進めてきております。

19年度につきましては、噴水広場、にぎわい広場、イベント広場の整備を行ってきておりまして、20年度につきましては、旧火山科学館の改修、またイルミネーショントンネルなど行われております、にぎわい広場、これらの整備を実施するというところでございます。

これらにつきましても、平成20年度が最終年度ということになりまして、事業終了ということでございます。

これらの洞爺湖温泉地区につきましては、当然観光客の入り込みを増加するという目的で実施しているということございまして、現状につきましては先ほどお話したとおりでございます。

次に縮小する事業ということで、47ページの洞爺湖温泉観光協会支援事業でございます。

これにつきましては、洞爺湖町の方から、各種イベント、旅客誘致キャンペーン、ロングラン花火大会への補助といたしまして、年間4,000万円ほどの補助をしています。

実績でございますが、平成19年度については、4,550万円、平成20年度では、4,150万円、平成21年度につきましては、ロングラン花火大会、また内容事業の見直し等を観光協会の方をお願いをしております。

それらを含めまして、事業の検討をお願いして、町の財政状況もありますので、300万円ほどの補助金の縮小をお願いをしているところでございます。

次に75ページでございます。

内容を見直して継続する事業といたしまして、洞爺湖マラソン開催事業でございます。

洞爺湖マラソンは、昨年はサミット記念大会ということで、5,200名ほどの参加を見ております。

町の方からもこの事業に対しまして、毎年237万ほどの交付金を支出しておりますが、財政状況も厳しいということで、参加者へも受益者の負担をお願いしたいということで、平成21年度の大会におきましては、参加料の引き上げを考えておりまして、フルマラソンで、700円の引き上げで、3,800円から4,500円。

10キロ、5キロのショートマラソンにつきましては、3,300円から3,500円の参加料金の引き上げをお願いして、町の交付金の減少、縮小をしてございます。

次に指定管理者へ管理をお願いする事業として、83ページ、85ページでございますが、まず83ページでございますが、夕日ヶ丘パークゴルフ場でございます。

この事業につきましては、従来は管理のみを委託してございまして、町が直営で行っておりましたが、平成21年度からは、指定管理者へ業務を委託して実施していくということでございます。

パークゴルフにつきましては、周辺にパークゴルフ場ができてございまして、利用者数につきましては、減少しているのが現状でございます。

町外からの利用者の減少もありまして、利用料は減少しておりますが、町内の利用者と町外の従来の利用者これらを含めまして、維持管理できるだろうということで、指定管理者による管理をお願いをすることとございまして。

町の持ち出しといたしましては、指定管理委託料といたしまして、105万円を予定しておりますが、この105万円の中で、管理運営を行って欲しいということとございまして。

当然、受託する業者につきましては、利用料の収入を管理に回すということで、利用者数の増加の努力をそれぞれでしていただければ、受託事業者の収入に繋がっていくということをお願いしているところでございます。

85ページ、洞爺湖森林博物館でございますが、これにつきましては、年々利用者数が減少してございますが、この管理委託について、指定管理者でお願いしたいということとございまして。

建物の老朽化等で年々維持経費かかっておりますが、町といたしましては、年間58万ほどの管理負担ということで、お願いして、入場者の収入と管理料で業者の方で管理していただくということで考えております。

以上でございます。

**会長** 説明は終わりました。何かご質問ございませんか。

**委員** 指定管理者の件ですが、指定管理者料として、夕日ヶ丘、105万円、森林博物館が58万円で、これはあくまでも管理料ということなんですか、例えば施設の補修費ですとか、その他の施設に関するものは別にかかってくると思うんですけども、そういったものの町の持ち出しというのはないのでしょうか。

**観光振興課長** むこう3年間の従来、委託というかたちであくまでも、運営を委託しておりますが、町の方で委託料を払っていたんですが、その他に町独自として施設の維持管理の予算をもって負担していました。

それらのむこう3年間の平均を取りまして、当然、小破修繕や維持管理に必要な経費については、全部見ております。

それで、利用料の収入と照らし合わせまして、どれくらい不足するのかということを出しまして、トータル的に105万円を上乗せして、利用料の収入が大体500万円前後あります。

利用者数の若干の落ち込みも想定しまして、それに管理に必要な修繕費、光熱水費、保険代などを含めまして、トータル的な額を出しまして、利用料の収入からの不足分を算出したのが105万円です。

同様に森林博物館に58万円ということにしております。

今後、大規模な修繕が発生した場合は、両方で協議をして負担を決めていくという協定内容になっております。

**委員** 森林博物館については、あまり魅力がないなという印象がかなり強いものですから、あれを、あのまま維持していくというのはどうなんでしょうかね。

裏を返せば、もう辞めてしまえという発想はなかったのかなという気がするんですが。

**観光振興課長** 森林博物館につきましては、かなり施設が老朽化しているということと、内容が乏しいと、料金を取る内容なのかということをいろいろとお伺いするんですけれども、17年に小規模ですが改修しまして、映像スクリーンと映写室を設けておりまして、洞爺湖の中島の自然ですとか、洞爺湖の紹介などを見ていただくスペースを造りました。

今まで事業を委託している業者からの話ですと、それで、200円いただいているんですが、200円をいただくくらいのもは出来たのではということ聞いています。

町の森林博物館の考え方ですが、今後、中島も観光の拠点、自然環境、自然散策の場と位置づけまして、森林博物館はその拠点施設という考えでいます。

国立公園内の0整備については、三位一体の改革により国が整備するということになっておりまして、施設の充実、それから建設については、環境省のほうに建設の要望を出しておりまして、町としては、廃止しないで、このまま継続して、国の予算が付けば新たな整備を図っていききたいという考えでおります。

**会長** 中島の施設ですが、船は民間でお客を運んで、施設は町で行うということで、いいんでしょうかね。

どこの観光地も運ぶものが、施設の面倒も見ているように思えますがね。

**観光振興課長** 現在も、汽船会社の方に委託してまして、施設の管理、入館者の管理をお願いをしていました。

今度は、これを独立させまして、指定管理者ということで、業務だけではなくて、維持管理を含めまして指定管理者としてやっていただくということです。

**委員** 建物は国で、維持管理は町でということですね。

**観光振興課長** そうですね、火山科学館、ビジターセンターと同様の考え方です。

町としては、中身については整備したり、維持管理するんですが、建物については、国が建てますよと。

その代わりに、建物に対する補助金は出しませんよと、いうことの方になります。

**会長** 中の運営は管理者でやりますよと、そうすると管理者の意見もかなり聞いて造らないと、お客さん引っ張ってこれないですよ。

**観光振興課長** そうですね、今回の指定管理者の選定にあたっては、森林博物館については、たくさんの業者ではなく、特定の業者になっていますので、その業者にご理解いただいて、お客を運んでいただける雰囲気を作っていただきたいと、今まで遊覧船に乗っても、素通りしてってしまうという部分がありますので、同じ会社での運営となると、何とか中まで入っていくような工夫もできるのではないかとということで、それなりの入館者の料金収入もそれなりに見ていただいています。

**委員** パークゴルフ場についてですが、料金の設定についてはどうなるんでしょうか、今

後。

**観光振興課長** 料金につきましては、町が条例で規定しておりまして、その料金の範囲内でやっていただきたいということをお願いをしております。

基本的にはいままでと変わらないです、また業者の方で勝手に引き上げることはできません。同じ基準です。

**委員** 21年度の予算について、先程、収入が500万円くらいあったので、それに対して経費差し引いたら、指定管理者へ100万円くらい料金を払えば、維持できるのではないかというお話でしたが、21年度については、18,000人くらいを予定しているということなんでね、18,000円でこの予算を組んでいるということなんですか。

**観光振興課長** そうですね。

**委員** これがもし、収入が18,000円、20,000円、22,000円になった場合の維持管理は下がるのでしょうか。

**観光振興課長** 下がりません。これは、業者の収入になります。

利用料については、指定管理者が受け取ることになります。

**委員** これが、18,000円が15,000円になった場合はどうなるのでしょうか。

**観光振興課長** 大きな価格差が出る場合については、両方で協議することになります。

基本的には指定管理料の105万円で、向こう3年間ですが、指定管理の委託期間は3年間です。

その3年間はやっていただくということです。

**委員** 3年以後はどうなるのでしょうか。

**観光振興課長** 3年以後については、その状況などを見まして、新たに事業者を公募するか、今の事業にやっていただくかということを協議します。

**委員** 観光関係ではありませんが、委託に対する考え方なんですが、確かに公務員規模の給与体制で行う事業より、安くできる民間業者へ委託すれば経費削減は目に見えている。

民間委託に町の事業が移行していくことは、非常にいいことだと思います。

直営でやっていて、それに従事していた職員というのは、減っていつていますけれども、町の職員の必要な確保すべき人数に関係していますが、そんなに減らせれないと思います。

それと、職員削減計画についても、1年や2年で達成はできないというのは当然の話です。

現状では20代、30代の一般職員はそんなにいないですよ。

そういうことを考えると、職員が基準より多いにも関わらず、雇わなければならないということに直面していると思います。

そういうこと考えて、今委託を進めていく中で、経費は浮くけれども、職員は減らないという矛盾はあると思います。

それをどう解決するとなれば、なかなかできないと思います。

そうすると、話は元に戻って、やはり委託時期については、十分に吟味していかなけれ

ばならないし、本当に経済効果があるものでないといけない。

民間の方がはりきってやるだろうから、期待できるだろうぐらいでは委託すべきではないと、そういう考え方も出てきても不思議ではないと思います。意見です。

**委員** 指定管理者制度にのっていけば、得か損かということで、町が臨時職員を雇うと町職員が直接関わろうと、地方公務員ですから、それなりの経費はかかってくるよね。

できる範囲も規制がありますよね。

でも、民間で行うと、そういうものに地方公務員としての縛り、規制に捉われずにいろいろとできますから、どちらがプラスなのかということもありますね。

町職員の数が多くて、どうやって減らしていくかと、合併したら当然職員が合わさるから、多いですよ。本当はそんなにいなくても新町はできますよね。

多いことに関連して、指定管理者制度まで入れてやるのがいいのか、町職員を使えばまだ早いのではという議論はありますけれどもね。

**委員** その時期だと思いますね。

職員が足りなくて困っていると雇うとなれば莫大な経費がかかると。

そういうときには、民間委託すればすごくいいと思いますね。

その時期を、人員確保の長期的展望に併せて、長い目で効果が出るのかと思いますので、充分吟味して、民間に委託した方が効果があるのか、これは安易に委託すべきではないものなのか、そういう判断を誤らないようにしてほしいと思います。

**委員** 私はね、事務方の人々にお願いなんですけど、今の話に付随して、要するに職員を例えば3割削減しますよという発想にたった場合、じゃあ今の仕事をどういうふうに見直していかなければならないのか、民間に発注できるものは、民間に移管してしまえと。

そしてこの人員で対応するよという発想でなくて、今の発想でいってしまうと、要するに見かけの経費が減るけれども、本体の経費は減っていないわけですね。

要するに、今までこの仕事に携わっていた人のやる仕事なくなるわけですから。

見かけは減るけれども、本来は何も減っていないよと。

極端な話をすれば、仕事のない職員が増えてくると、それはまずいのではないかとという発想になってしまうから、考え方の原点をどこにもっていくのかということが大切ではないかと思います。

**委員** 公務員が恵まれていることから、厳しい意見になっていると思いますが、この行財政改革のスタートそのものが、財政の健全化、行政の効率化なり、2つの側面を持っていて、行政の健全化、効率化の視点で考えれば、指定管理者制度というのは、できるようになったわけですから、それまではできなかったものが、指定管理者制度というものを使えばいろいろとできるようになって、行政改善に繋がっていくという側面を持っているわけですから、それを一緒にすると、職員がやればできるんじゃないかという意見はあるかもしれないけれども、長い目で行政の健全化を進めていくためには、必要な業務については指定管理者制度を活用していくことは必要かと思います。

ですので、今の議論は、そういう制度にのせるのが必要なのか、必要でないのかと。

指定管理者制度にする必要があるのか、ないのかという議論であればそうだとおもうんですけれども。

これは、決着が付いていると、議会の議決までもらっていて、町の方向性が出て、それにのっとってこうやっていることですからね。

あとは、効率的にやっていただくというので進めてもらうということで、私たちの仕事としてはいいのではと思いますが。

**会長** そうですね。この事業は一種のもち屋、もち屋でその分野に長けた人がやると経営はうまくいくと。

ですので、公務員が行うと、そこに貼り付けになっているだけではなく、結局はどっかにいってしまうと。その事業は伸びていかないと思います。

中には適正を持った人もでてくると思いますが、その職場はあるんですからいただくということですよ。

何もかも役場が抱えていく必要もないし、発展的な事業もできると。

ですので、町の発展させるのは何かということが原則だと思いますし、専門者がやればうまくいくというのは、民間に委託していくということがこれからの原則ではないかと思えます。

**委員** 行財政改革というのは、一番の大物は人件費だと思います。

ですので、人件費ぬき、あるいは職員の定数とか、扱い抜きで物は語れないと思ひまして、心配して発言しただけで、決して議決されているものを否定しようという考えはないです。

ただ、今後を考えていくうえで、その辺を考えていかないと、行財政改革は3年、4年では出来ないの、10数年はかかるかと思いますが、そういう考えを持つべきと思ひまして、発言させていただきました。

**会長** それは根本としてなければならぬですね。行財政改革の下地としてですね。

**委員** 今、委員の発言に関連するかも知れませんが、今日の説明にはいこいの家と財田キャンプ場、これは指定管理者制度に移行すると。

移行すると町の持ち出しは何もなくなるということなんでしょうか。

**観光振興課長** 指定管理者へ移行することによって維持管理を含めて業者へお願いすること形になります。

今まで、町で別予算で持っていた部分も、町はそれだけかからなくなりますけれども、業者にかかってくることになります、維持管理経費。

それに見合う部分については、こちらの方でお出ししますよということになります。

それで夕日ヶ丘パークゴルフ場については、年間105万円の指定管理料、森林博物館については、58万円、これは町の予算で維持管理を含めた形の全体的な予算の不足分ということでお支払いします。

**委員** いこいの家はどうなるのでしょうか。

**観光振興課長** いこいの家と財田キャンプ場、それを併せて、一つにして、運営していくことによって、収入、支出のバランスがとれるということで、指定管理料はかからないということで、委託を受ける業者とのお話し合いがついているということとなっています。

**委員** 支出については、何もないということですね。

**観光振興課長** そうですね。

**委員** それで先程、委員の質問に関連した人件費が、どうなっていくんでしょうかということ、私の素朴な疑問として、私は感じるんですけどもね。

**委員** それで、別の質問ですが、魅力ある観光地づくり整備事業で、今年度で事業が終了したということで、それは分かるんですけども、ここに残っている噴水広場だとかの維持管理、にぎわい広場の整備事業、イルミネーショントンネルですか、その部分については完全に辞めてしまうということなんでしょうか。

費用の部分が全然でていないようなんですが。

**観光振興課長** いちおう、整理させていただいて、まちづくり交付金事業の中の魅了ある観光地づくり整備事業が終了するというので、これらはほぼ建設、施設の整備に係る費用の計上でございます。

当然、今まで整備した箇所の維持管理経費については、かかっていくと思います。

にぎわい広場については、今年度に整備は終わりますので、今後はそれを、活用していくということで、イルミネーショントンネルについても、町財政状況が厳しい中、料金をとって見せているわけではないので、どれほどの効果があるのかは計り知れないところがあるんですけども、それをやることによって、見に来ていただくと。見に来ていただくことによって、泊まる方も含めて、何か消費していただいたり、印象づけしていただいたりすれば、効果があると思います。

こちらとしましては、年間200万円程かかりますけれども、維持、継続していきたいというふうに考えております。

**委員** 別のところにある程度の予算は組んでいるということですね。

**観光振興課長** そうです。

**委員** 分かりました。

**会長** ほかにございますか。よろしいでしょうか。観光振興課の方は終わらせていただきます。

(休憩)

**会長** 次に進みたいと思います。社会教育課お願いします。

**社会教育課長** 私の方からは、放課後児童健全育成事業ということで、この事業につきましては、両親が働いている小学校低学年の児童が帰宅したときに安全に保護されるという場所をつくるということを目的とした事業でございます。

本町では、虻田地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区の3箇所で行っている事業です。

これにつきましての評価でございますけれども、82ページですが、今後ともこの放課後児童健全育成事業については必要であるということで、現在、補助金と利用者の負担金、それと町の一般財源でこれを行っているわけですが、その中で当初、4,000円で設定いたしまして、平成5年から開始しておりましたけれども、これは近隣町村にならい、4,000円という利用者負担金を設定してございました。

それから、15年、同じ金額で行ってきたわけでございますけれども、経費の増こうが出てきておまして、一般財源と利用者負担のバランスが逆転していることから、またその中の経費の部分で、受益者負担としていなかったものも、今回増額して、5,000円にするという見直しを考えているところでございます。

二次評価についても、この事業については継続するというので、受益者負担の見直しをするということでも出ておりましたので、今回、利用者負担金を改定して、サービス内容を検討するというので、今回出ているものでございます。

**会長** 何かございますか。

この内容については、受益者負担を1,000円上げるということですね。

**社会教育課長** そうです。

近隣の町村についても、このところ上がっておりまして、5,000円というのが、ほとんどの負担となっております。

登別市については、6,000円で、そのほかにおやつ代を2,000円と、8,000円くらいの負担になっているというところもありまして、現状のところ、当町については、おやつ代をいただけないと、4,000円で賄ってまいりましたので、今回、この部分についても、受益者をしていただかなければならないということで、1,000円の改定としてございます。

今回、1,000円あげることによって、保育時間も延長して、皆さんが安心してあずけていただくということで考えています。

**会長** 他にありませんか。

**委員** 時間は何時からですか。

**社会教育課長** 現状は8時30分から5時30分です。8時から8時30分と5時30分から6時については、延長ということでお受けして、負担金をいただいていたけれども、今回、5時30分から6時の部分については、負担金をいただかないと、今回上げることによってもらうことにはなるんですけども、そういう形で保育時間を延ばすということにはしていません。

**会長** よろしいでしょうか。次に管理課お願いいたします。

**管理課長** 119番、105ページについて、虻田高等学校に対する支援事業ということで、この事業の概略を簡単に説明したいと思います。

この事業については、平成14年度の公立学校適正、北海道、道教委の公立学校の適正配置計画案の中で、当時の胆振第4学区、伊達地域でございますが、欠員が多いので一聞

口の減としたいという計画案で伊達高等学校が示されております。

それで、平成15年までにさらに一間口減の見通しが示され、虻田高校が対象となる危機感から、PTA、同窓会を中心に、平成15年7月2日にこの支援する会が設立され、活動が始まっています。

町としても、現状の3間口、普通科、商業科、事務情報科の維持での活動を支援するために、学校訪問活動費、生徒募集ポスター、パンフレット作成等として、補助金で当時、65万円を支援したものでございます。

なお、次のページに状況等の説明がございます。

これにつきましては、収入として、個人会費、企業団体会費としていただいております。

支出については、ここに書いているとおりでございます。

この事務事業評価については、所管課による最終評価については、継続であります。高校の存続に向けてより効果的な手法を検討するためにも、この支援する会の設立趣旨である、高校教育活動の一層の振興を支援という目的を、再確認をし、一部見直しをすることによってでございます。

推進委員会による評価は、継続でございますが、今後どのような手法が効果的なのかを検討する必要があるということでございます。

効果的なのかということですが、支援をしていますが、なかなか生徒が定員に達するような生徒募集がなかなか達成しないということと、支出にあります。部活動の振興ということも、設立趣旨の中にもございますが、特定の部に偏ってしまっているということもございますので、これらも今後、高校と協議をいたしまして、21年度からこの内容について、もう少し幅のある学校支援、生徒募集となるような支援を学校と協議しながら展開をしていきたいと考えております。

続きまして、109ページの120番 虻田高等学校通学用スクールバス等運行事業でございます。

この事業の概要について、平成12年度から真狩、留寿都方面からの入学者を支援するための通学生の足を確保するために、毎年、一定の入学者が確保できる見込みであると予測いたしまして、通学バスを運行したものでございます。

しかし、平成19年度を最後に真狩、留寿都方面からの入学者が途絶え、経過措置として通学途中の花和からの通学者の足の確保のため、運行をしておりましたが、この生徒についても、今年度末に卒業するため、通学バスの役割が終了するものであります。

所管課としては、最終評価として継続であります。虻田高校生の通学生徒増の目的のため、運行しておりましたが、充分成果があがっているとは言えず、支援内容の検討が必要であるということでございます。

ただし、現在、月浦から女子バレー部の生徒が寮から通学をしているということの中で、この生徒の足を確保するという事の中で、廃止ということにはいかないだろうということで、平成21年度につきましては、学校と協議いたしまして、支援する会のほうへ、町

がバスを運行していましたが、月浦のこれとは別なんです、義務教育の小中学校のスクールバスを運行しているんですが、そちらのバスが老朽化して走れないということで、このバスについては、町のバスを運行しているんですが、そちらの方にバスを振り向けるということの中で、一般通学生が乗っていないという中で、町が直接運行するのではなくて、支援する会の補助事業として、自主運行していただくという中で、21年度については、直接の運行ではなくて、補助金を出して、そちらの中で運行をしていただいて、支援する事業と同様に補助でございますので、中身について精査をして、その中でいろいろな生徒募集の展開となるようなかたちの中で、一体として、支援するという中で一本化するという考えているものでございます。

次に106番、111ページの洞爺高校管理運営事業ということで、現在の洞爺高校の生徒数については、65名でございます。このうち地元、洞爺湖町の入学者は14名で約21%と非常に少ない状況でございます。

町立洞爺高校については、昭和27年4月に伊達高等学校洞爺分校夜間定時制として開校し、洞爺地域の指定のための地域に根ざした教育を進め、56年の歴史を刻んでいますが、しかしこの間に、社会の変化や生徒の適正、趣味、関心、進路希望等の多様化、中学卒業生の減少など、高校を取り巻く環境の変化などにより地元からの入学者数も減少し、本来の地域校としての役割が薄れてきております。

また、施設環境、体育館、校舎等でございますが、これにつきましては、体育館については築40年、木造のため、既に耐用年数を超過しており、校舎も築40年弱でこれも鉄骨で耐用年数が10年弱、経過してございます。

校長から意見としては、現在の施設での高校運営を大変危惧しているところでございます。

旧洞爺村におきましては、校舎の改築計画を総合計画に組み込んでおりましたが、その当時の概算で、体育館が3億円、校舎が8億円で合計11億円。

財源は95%を起債、国の借金でございますが、残りの5%を町の税金で、一般財源ということで見込んでいたんですが、当町の現在の財政状況では、実質公債費比率が高いことから、財源として起債を充てこむことは、困難な状況であるというふうに予測をしております。

所管課としては、最終評価は継続であります、町内に道立高校と町立高校の2校があることも考慮して、検討をする必要があるということでまとめてございます。

行財政改革推進委員会の評価は、継続であります、これは意見として今後のあり方について検討をするというふうになってございます。

次に高校の寄宿舎でございます、113ページでございます。

この寄宿舎につきましては、定員が、2つ寮がございます。

新しい寮については、定員が80名で、その定員の内訳が男子が20名、女子が60名でございます。

現在の入寮者数についてですが、新しいほうの寮については、32名の男子学生が入寮したいところですが、20名しか入れないということで、残りの12名は古い寮に入っております。

女子学生については、60名の入寮が可能ですが、現在の入寮者数は30名となっており、30名の空き室がございます。

これは当時、この高校につきましては、女子生徒を主とした学校でございましたが、その後、男子生徒が半々に入ってきたという中で、寮のつくりの具合上、どうしても女子生徒の空きが出てしまうということで、効率が悪いという状況になってございます。

経費としまして、平成8年に寮を建てたわけでございますが、3,200万円、残り7年間ですね、借金のお金を返すことになってございます。

7年で約2億2,000万円くらいになります。

ランニングコストとして、毎年296万円ほどかかっています。

寮費といたしまして、467万円ほど入ってきますが、これを除きますと、毎年の一般財源の負担は約2,500万円程となりますが、その他に今後、経年経過をするとともに、建物の改修等の経費が必要となるということで、修繕料を見なければならないということのなかで、今後、先程の高校校舎、体育館、寮のランニングコスト等を見ていくと、先程の高校の運営同様に一体として今後のあり方について、検討しなければならないという考えられるものでございます。

次に115ページの常設保育所管理運営事業でございます。

この事業については、国の三位一体改革に基づきまして、国庫補助金制度の廃止により、公立保育所運営費の一般財源化、国からの補助金が交付税へ振替となったものです。

この制度の改正によりまして、町財政の緊縮化をさせる一因となっているものでございます。

これまでの制度については、公立保育所の措置費の8割が国庫補助金でありましたが、昭和60年度には7割、昭和61年度は5割と削減されております。

平成16年度については、公立保育所運営費の一般財源化により、保育所の約3割が交付税措置となりまして、この分の町の持ち出しが2割程度増えるものとなったものです。

公立保育所を運営するためには運営費の8割を行政の負担と利用者の受益者負担で間に合うものとなっております。

平成10年度においては、国の保育料徴収基準額の改訂にそって、所得階層区分を圧縮をしているものでございます。

国の階層が7階層になったことによりまして、最近では、階層区分間による不均衡が生じておりまして、保育所職員の人件費の単価の増加、物価上昇による保育単価の引き上げ、昨年度来の給食食材料の高騰により、こどものすこやかな健康管理、安全な食材の管理、質の確保のための保育料の見直しが避けられない状況になってございます。

所管課による最終評価については、継続であります。これらの課題解消に向け、今後

予定してございます、土曜午後の保育にあわせた、保育料のあり方も含めて、平成22年度からの保育料の見直しに向けた検討が必要となっているものでございます。

また、本町保育所での今後の取り組み、課題といたしましては、0歳児保育の実施、土曜日保育の実施などに向けての施設の確保を検討する必要があります。

行財政改革推進委員会の評価といたしましては、継続とされていますが、意見等して保育料の見直しの検討、施設統合の検討、計画の策定となっているものでございます。

次にへき地保育所運営事業、114番、119ページでございます。

この事業については、洞爺高台地区における、児童の保育を4月から12月までの9ヶ月、へき地保育所で運営をしております。

現在、15名の児童が入所してございます。

運営経費に対する受益者負担率が11%程度と常設保育所の13%と低く、現在の所得能力に応じたものではなく、一律の定額制、1万円は3歳未満児、1万2,000円は3歳以上となっております。

所管課による最終評価については、継続でございますが、これらの課題解消に向け、これを常設保育料と同様に所得階層に基づく負担にあらため、同時に常設保育所の保育料の見直しと一緒に、平成22年度から実施していきたいと考えてございます。

また、参考意見ですが、通年保育を望む保護者の声もあるので、その場合には常設化するというような方向になったとすれば、洞爺の下台に常設保育所がございます。

そうすると、へき地保育所ではなく、常設保育所扱いになりますので、その場合については、虻田地区での統廃合が今後進んだ場合については、今後、洞爺地区の統廃合を進めることも考えられるということでございます。

行財政改革推進委員会の評価としては、継続でございますが、意見としては、保育料見直しの検討や施設統合の検討の計画策定が必要というものでございます。

**会長** ご意見ございませんでしょうか。年々生徒数は減りますよね。

**管理課長** 当時の旧洞爺村も高校を存続するための、昔に戻りますと、伊達とか虻田の方の高校に通うのにやはり交通の便が悪いとか、農業が主の地区でございますので、そうなってくると、いろいろな家事の手伝いとかもあるので、身近なところに学校が必要だということで、村内のお子さんの進学率は高かったんですが、先程の説明のように、いろいろな多様化のために、外に行って教育を受けると。

特に洞爺地区については、非常に教育熱心な地区でございまして、どんどん外に出て行ってしまおうということで、それが洞爺高校の地元の入学率が減ったということで、当時の旧洞爺村におきましては、高校を存続させるために、よそから生徒を集めているということで運営をしたわけでございますが、昨今、高校に入っているお子さんの状況も、その当時の状況と違いまして、非常に手のかかるお子さんが非常に多くなっているということも事実でございます。

それと、町の財政状況も厳しくなっているということのなかで、もう少し、地元の子供

達の義務教育を受ける子供たちの分に教育費をもう少し裂いたらどうだろかという意見もございます。

それと、虻田地区に道立高校がございます。

もしかすると共倒れをすることも考えられる。

そうすると、お金のことを言うのも失礼なんですけど、道立高校については、全部北海道で見てもらえますから。

そういうことを考えると、それを整理をしながら、それぞれのあり方について、検討して、共倒れにならないような、いい方法の今後検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

**委員** 教育にはお金がかかるという大雑把な判断で、取り組む時代ではない、緻密な計算をして、恩恵を受けるのはどの範囲かというような説明だったので、これはやはり存続して欲しいという意見はないです。

今すぐ廃止ではなくて、継続して検討することによろしいかと思えます。

**委員** よろしいでしょうか。

今、説明のあったとおりと思えます。

高校についていえば、人口1万人の町に、道立高校と町立高校の2校あって、片一方は家庭科で、もうひとつは商業科中心の学校ですけれども、どちらも子供の数は思うように伸びないですね。

そういう中で、北海道の教育方針が出ていますから、どうしても洞爺湖町に2つある高校が2つとも残るといことは考えられないですね。

胆振の一つの通学区域になった段階ではね、3間口、4間口減っていくということですからね。

そういうことを考えると、のんびりはできないので、洞爺湖町としてふさわしい高校は、観光的な知識や情報なり体験できる学校ですとかね、そういう専門的な学校ができるかどうかというのが、あると思えます。

ですので、そういうことを考えながら、検討しながら高校のあり方を検討していく必要があると思えますので、早急にそういうことができる組織を立ち上げて、詰めていただきたいですね、今のままでは大変なことになると思えます。

**委員** そのとおりだと思います。時期は明示していないけれども、将来、虻田に洞爺高校の予算を残しつつ、一本化と捉えたんですけれども。

私はその方向で工夫してみる価値は充分価値があると思えます。

10名でも60名でも学校の体制はそう変わりはないと思えます。

そういうことで、今後の生徒の応募数を見極めながら、適当な時期に判断すべきと思えます。

ここでは検討するという事になっているので、それでいいと思えます。

**管理課長** 非常の貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

今、高校の校長さんといろいろなお話をしている中で、子供さんの数が入学者の数が減っていき、高校が運営することができなくなる、今後の最終の年数のスパンと高校の校舎を建て替えをするスパンを考えると、先程ご説明させていただきましたとおり、お金があればいいんですけども、借金ができない状態の町になっているとすれば、建物のままで高校の校舎で子供たちを教育させることが、校長にとってはあまり好ましくない環境だということなんですね。

それで、にっちもさっちも行かなくなった中で、副会長や委員がお話したことを、そのときになって考えると、切羽詰った状況の中で、いい案も浮かんできませんので、やはり今のこういう状況の中で、何年かかるかわかりませんが、考えていってできるだけいいアイデアをもって統廃合、募集停止になるのでしょうか、やはり洞爺湖町にとってどういう高校がいいのかということをやはり考えていく、これは当然、洞爺湖町の町立高校をもしなくそうとすれば、当然、この中に高校の火を消すことはできなくなりますね。

とすれば虻田高校だって、それ以上に教育内容、もっと質のある内容に組み立てていかなければならないということになりますので、それぞれの高校の単独のことですけれども、洞爺湖町にとってやはり子供にとっていい高校の環境をつくるために、今後両方ですね、教育委員会としては、町としても関わっていかなければならないのかなと考えております。

そういう意味では、執行方針の中でも、先程の委員のおっしゃった内容について、教育委員会の執行方針の中に入れておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

**会長** よろしいでしょうか。管理課については終了させていただきます。

ありがとうございました。

**事務局** 次については、給食センターになります。

**会長** 13番ですね。

**給食センター長** 給食センターになります。よろしくお願いたします

**会長** 説明お願いたします。

**給食センター長** 123ページの虻田給食センター運営事業でございます。

この事業につきましては、虻田地区所管の小中学校児童生徒630名と、虻田高校バレー一部の寮生15名の特配等の給食を一日約722食、年間で約13万4,000食を提供しています。

調理員が9名、職員が2名と北海道職員の栄養教諭が1名の計12名で対応してございます。

この事業の中身については、インプット指標につきましては、虻田地区所管の児童生徒への給食提供に関わる運営経費を計上してございます。

次の124ページの評価でございますが、虻田地区の給食センターについても老朽化が進み、修繕費や運営費に占める調理員に占める割合が高いこともあり、コスト縮減までには至っていない状況にありますので、今後、業務の効率化を図るため、給食センターの統

合化等の検討が必要との評価でございます。

最終評価、来年度に向けた方向性についてですが、現在、各給食センターによる運営は、経費の大部分が施設のランニングコストと人件費であるため、運営の効率化を図るため、21年度に給食センターの統合化等を検討することでの、継続事業評価でございます。

続きまして、125ページの洞爺給食センター運営事業でございます。

この事業につきましては、洞爺地区所管の小中学校児童生徒130名と、洞爺高校生徒80名とへき地保育所児童18名の特配等の給食を一日約240食、年間で約4万6,000食を提供しています。

調理員が4名、職員が1名と北海道職員の栄養教諭が1名の計6名で対応してございます。

この事業の中身については、インプット指標につきましては、洞爺地区所管の児童生徒への給食提供に関わる運営経費を計上してございます。

次の126ページの評価でございますが、虻田給食センターとほぼ同様の評価ですが、経済性、効率性で施設の維持管理費、特に燃料費、電気代が高んでおり、現況ではコスト縮減までには至っていない状況でありますので、今後、業務の効率化を図るため、給食センターの統合化等の検討が必要であるという評価でございます。

最終評価、来年度に向けた方向性についてですが、ほぼ虻田センターと同様ですが、特に施設のランニングコストが高んでいることから、運営の効率化を図るため、21年度に給食センターの統合化等を検討することでの、継続事業評価でございます。

続きまして、虻田給食センターの給食配送業務でございます。

この事業につきましては、虻田地区所管の小中学校等への給食配送、回収業務を民間業者へ平成13年4月より委託してございます。

年間の委託料については419万6,000円で委託契約をしてございます。

事業内容については、虻田地区所管の給食配送、回収業務に関わる経費として、これらの経費を計上しているものでございます。

次に128ページの評価でございますが、配送業務量を含め、徹底された衛生及び安全管理の下、配送業務がなされておりますので、継続、現状維持での評価でございます。

最終評価、来年度に向けた方向性でございますが、今後も委託業者と協力し、より徹底された安全衛生管理を重視した配送業務に努めることでの継続事業評価でございます。

次に129ページの洞爺給食センターの給食配送業務でございます。

この事業につきましては、洞爺地区所管の小中学校等への給食配送、回収業務を町職員が対応してございます。

この事業の中身について、インプット指標につきましては、洞爺地区所管の給食配送回収業務に関わる経費としてこれらの経費を計上してございます。

次の130ページの評価でございますが、現在、町職員が配送業務を行っていますが、年々人件費も増しており、今後ボイラー機械等の施設管理等含めた民間委託の検討が必要

であるとの評価でございます。

最終評価、来年度に向けた方向性でございますが、児童生徒の減少傾向が進み、運営コスト増が見込まれることから、今後給食センターも視野に入れながら、民間委託への活用を検討することでの継続事業評価でございます。以上でございます。

**委員** 一つの町であるので、2つあった給食センターが一つになって、子供たちが同じものを食べるのが、料金も同じだし、理想っというのの一つにはあると思いますが、現在の施設では全部を満たすような給食数は作れないから、統合するとしたら新しい給食センターを設置しなければならないというようなことになるのでしょうか。

それとも、子供の数が減ってきているから、虻田給食センターを改修すれば、数はできるといことなんでしょうか。

**給食センター長** 新たに施設となりますと、建築費等も嵩みますので、今ある施設となりますと規模的に言いますと、虻田給食センターでなければ統合化は難しいと思います。

処理能力的にも、洞爺給食センターの方が施設的には新しいですが、処理能力的には500食しか対応できませんので、それからいくと虻田給食センターのほうは1,000食対応できますので、虻田給食センターへの統合に検討がいくと思います。

**委員** 1,000食あれば対応できるんですか。

**給食センター長** できます。

**委員** 文部省の基準に合うためには、今ある施設の大幅な改修が必要になってくるのでしょうかね。

**給食センター長** 今、施設的には虻田給食センターで対応できますので、消毒保管庫のみを検討すれば、統合については、可能かと思います。

**委員** 統合、民間委託という形で今後検討となっていますけれども、あくまでも行財政改革のための検討ですよ、何年度にどういうふうにするという目標というのはないんですか。今後、このままとりあえずは継続するということなんでしょうか。

検討するというのはどういう意味なんでしょうか。

**給食センター長** 22年度に向けまして、平成21年度に検討していきたいという考えではおります。

#### 《録音機器の故障により、審議内容の議事録については終了》

給食センターからの説明終了後 産業課長より次の事務事業の評価結果を説明。  
委員からは意見や質疑などなく終了する。

産業課説明事業 No.4 新規就農者対策事業  
No.9 地場産品直売センター「洞爺丸鮮市場」管理運営事業  
No.10 ユウキあるクリーン農業総合推進事業  
No.11 水産振興支援事業（ナマコ養殖）

（終了時刻 17:00）